

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条の13)
- 第2章 廃棄物の減量(第7条～第12条)
- 第3章 廃棄物の適正な処理(第13条～第21条の5)
- 第3章の2 原状回復の確保等(第21条の6・第21条の7)
- 第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等(第21条の8～第21条の15)
- 第4章 清潔の保持(第22条・第23条)
- 第5章 審議会(第24条～第29条)
- 第5章の2 再生利用廃棄物処理業(第29条の2～第29条の5)
- 第5章の3 許可の取消し等の基準(第29条の6)
- 第6章 雑則(第30条～第33条)
- 第7章 罰則(第33条の2～第35条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物等 次に掲げる物をいう。

ア 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)

イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)、農畜産物若しくは林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

(2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。

(5) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(6) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(7) 廃棄物処理施設等 法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設(以下「自動車リサイクル施設」という。)その他規則で定める施設をいう。

一部改正〔平成19年条例85号〕

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、市民の自主的な活動を支援し、市民及び事業者の意識の啓発を図る等必要な措置を講じなければならない。

(市民の基本的責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物をなるべく自ら処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に係る市の施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成19年条例85号〕

(土地所有者等の基本的責務)

第4条の2 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない。

2 土地所有者等(第21条の7第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を市又は関係機関に通報しなければならない。

3 土地所有者等は、前項に規定する場合は、廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

(通報に基づく調査等の義務)

第4条の3 市長は、第4条第2項又は前条第2項の規定による通報(次項において「通報」という。)を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置(次項において「調査等措置」という。)を講じなければならない。

2 市長は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答しなければならない。ただし、[盛岡市情報公開条例\(平成12年条例第51号\)第7条各号](#)に掲げる情報については、この限りでない。

追加〔平成19年条例85号〕

(事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に係る市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、一般廃棄物処理計画(法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。その一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(分別収集計画)

第6条の2 市長は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条第1項に規定する容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。

2 市長は、前項の計画を定めたときは、これを告示するものとする。当該計画を変更したときも、同様とする。

追加〔平成19年条例34号〕

(市が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等)

第6条の3 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3第1項に規定する調査(次条から第6条の7までにおいて「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類の公衆への縦覧(次条から第6条の7までにおいて「縦覧」という。)及び生活環境の保全上の見地からの意見書(次条から第6条の7までにおいて「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる施設は、法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出に係る法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設(次条から第6条の6までにおいて「対象施設」という。)とする。

追加〔平成11年条例26号〕、一部改正〔平成19年条例34号・23年19号・30年19号〕

第6条の4 市長は、縦覧を行うおとすときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧の期間及び場所

(2) 対象施設の名称

(3) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項

(4) 実施した生活環境影響調査の項目

(5) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る設置又は同条第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出することができる旨

(6) 意見書の提出期限及び提出先

追加〔平成11年条例26号〕、一部改正〔平成19年条例34号・23年19号・30年19号〕

第6条の5 市長は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、当該縦覧に係る対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設(以下「同意施設」という。)である場合であつて、非常災害により生じた廃棄物(以下「非常災害廃棄物」という。)の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 縦覧の場所は、市長が定める。

追加〔平成11年条例26号〕、一部改正〔平成19年条例34号・30年19号〕

第6条の6 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間(同項ただし書の規定による期間の短縮があつた場合は、短縮後の期間)の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、当該意見書に係る対象施設が同意施設である場合であつて、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

2 意見書の提出先は、市長が定める。

追加〔平成11年条例26号〕、一部改正〔平成19年条例34号・30年19号〕

第6条の7 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る縦覧及び意見書の提出の手續について、当該他の市町村の長に協議するものとする。

追加〔平成11年条例26号〕、一部改正〔平成19年条例34号・30年19号〕

(非常災害廃棄物処分受託者が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等)

第6条の8 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(次条から第6条の13までにおいて「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類の公衆への縦覧(次条から第6条の13までにおいて「縦覧」という。)の対象となる施設は、同項又は法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設をいう。次条から第6条の11までにおいて「対象施設」という。)とする。

追加[平成30年条例19号]

第6条の9 市から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「非常災害廃棄物処分受託者」という。)が縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象施設の名称
- (2) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (3) 実施した生活環境影響調査の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

追加[平成30年条例19号]

第6条の10 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 非常災害廃棄物処分受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 縦覧の期間及び場所
- (3) 対象施設の名称
- (4) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (5) 実施した生活環境影響調査の項目
- (6) 法第9条の3の3第1項の規定による届出に係る設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者は意見書(法第9条の3の3第2項の意見書をいう。以下この条から第6条の13までにおいて同じ。)を提出することができる旨
- (7) 意見書の提出期限及び提出先

追加[平成30年条例19号]

第6条の11 非常災害廃棄物処分受託者は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 縦覧の場所は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。

追加[平成30年条例19号]

第6条の12 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間(同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間)の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

2 意見書の提出先は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。

追加[平成30年条例19号]

第6条の13 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る縦覧及び意見書の提出の手續について、当該他の市町村の長に協議するものとする。

追加[平成30年条例19号]

第2章 廃棄物の減量

(市民による減量の推進)

第7条 市民は、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、分別収集、集団資源回収等の再生利用を促進するための活動に協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の選択に際して、再生利用が容易な商品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者による減量の推進)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、次に掲げる方策を講ずることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- (1) 長期間の使用が可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保等を推進すること。
- (2) 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)並びに再生品を積極的に利用すること。
- (3) 製品、容器等の再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用の方法についての情報を提供する等により、その製品、容器等の再生利用を推進すること。
- (4) 可能な限り簡易な包装を推進すること。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、包装、容器等を不要としたとき又はその返却をしようとするときは、その回収に努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(事業用の建築物の管理者等の義務)

第9条 事業用の建築物の管理者は、当該事業用の建築物から生ずる廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該事業用の建築物から生ずる廃棄物の減量に関し、当該事業用の建築物の管理者に協力しなければならない。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者の義務等)

第10条 事業系一般廃棄物を多量に排出する者として規則で定める者(以下「事業系一般廃棄物多量排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市長は、前項の計画に関し事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため必要があると認めたとときは、当該計画書を提出した事業系一般廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、その変更を指示することができる。

3 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、第1項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

一部改正〔平成19年条例85号〕

(産業廃棄物準多量排出事業者の義務等)

第10条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物(法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第21条の4第1項第2号において同じ。)を除く。以下この項及び第11条の2において同じ。)の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者(法第12条第9項の多量排出事業者を除く。次項において「産業廃棄物準多量排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市長は、前項の計画に関し産業廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため必要があると認めたとときは、当該計画を提出した産業廃棄物準多量排出事業者に対し、期限を定めて、その変更を指示することができる。

3 産業廃棄物準多量排出事業者は、第1項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

追加〔平成19年条例85号〕、一部改正〔平成23年条例19号〕

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第11条 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を行わせるため、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

一部改正〔平成19年条例85号〕

(産業廃棄物管理責任者)

第11条の2 建設業、製造業その他産業廃棄物の発生状況を勘案して規則で定める事業を営む事業者であって産業廃棄物を生ずる事業場(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を有するものは、当該事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、当該事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。

2 産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の発生の抑制、適正な処理その他規則で定める事項について、必要な注意を行うとともに、事業場において産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第12条 市長は、再生利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理)

第13条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を処理しなければならない。

(市民による家庭系廃棄物の処理)

第14条 市民は、家庭系廃棄物を自ら処分するときは、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出するときは、その分別及び排出の方法について、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、家庭系廃棄物の集積場所の清潔を保持しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第14条の2 市及び規則で定めるもの以外の者は、家庭系廃棄物の集積場所から資源物(一般廃棄物処理計画に従い、再利用又は再生利用を目的として分別して当該集積場所に排出されている家庭系廃棄物をいう。以下同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、家庭系廃棄物の集積場所から資源物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

追加〔平成18年条例52号〕

(事業系一般廃棄物の処理)

第15条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者(法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)に収集させるときは、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

一部改正〔平成15年条例33号〕

(排出禁止物等)

第16条 市民及び事業者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際し、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 毒性を有する物

(2) 引火性を有する物

(3) 火気のある物

(4) 著しい悪臭を発生する物

(5) 多量の汚水を排出する物

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の一般廃棄物の処理業務を困難にし、又は一般廃棄物処理施設で市が設置するもの(以下「処理施設」という。)の機能を損なうおそれがある物

2 市民及び事業者(一般廃棄物収集運搬業者を含む。第18条において同じ。)は、前項各号に規定する一般廃棄物(市長が定めるものを除く。)を処理施設に搬入してはならない。

3 市民及び事業者は、第1項各号に規定する一般廃棄物又は法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物を運搬し、又は処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成11年条例26号〕

(処理施設への一般廃棄物の搬入の承認)

第17条 市民及び事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(処理施設の受入基準等)

第18条 市民及び事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、市長の定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市民及び事業者が前項の受入基準に従わないときは、一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(処理困難性の自己評価等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供する等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第20条 市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。告示した事項を変更したときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

4 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

5 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 市は、法第11条第2項の規定に基づき、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において一般廃棄物と併せて処分することができる産業廃棄物で規則で定めるもの(以下「特定産業廃棄物」という。)の処分を行うものとする。

2 第16条第2項、第17条及び第18条の規定は、市が特定産業廃棄物を処分する場合について準用する。この場合において、第16条第2項中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者」と、第16条第2項、第17条及び第18条中「一般廃棄物」とあるのは「第21条第1項に規定する特定産業廃棄物」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成13年条例18号・15年33号・19年85号〕

(廃棄物等の適正保管等)

第21条の2 法令で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管、埋設、散布、加工その他規則で定める行為(以下「保管等」という。)を行う者は、当該廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪

臭を発生しないように必要な措置を講ずる等生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に保管等を行わなければならない。

- 2 法令で定める場合を除くほか、市長は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、必要な限度において、廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている場所に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。
- 3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 法令で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管等又は放置をしている場所及びその周辺から規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合その他生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるときは、市長は、当該廃棄物等の保管等又は放置をしている者に対し、水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査を行うべきことを命ずることができる。
- 6 前項の調査を行った者は、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。
- 7 第2項の立入検査又は第5項の調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、市長は、当該立入検査又は調査に係る廃棄物等の保管等又は放置をした者に対し、期限を定めて、当該廃棄物等の保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

追加〔平成19年条例85号〕

(屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)

第21条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。)は、屋外において産業廃棄物(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておくなければならない。

- 2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

(搬入一時停止命令)

第21条の4 法令の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であって、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、市長は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第21条の2第5項に規定する場合

(2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとするれば、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しないと認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合

- 2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、市長は、当該期間を延長することができる。

(1) 法第18条第1項又はこの条例第21条の2第2項若しくは第6項若しくは第30条の4の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

(2) 法第19条第1項又はこの条例第21条の2第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。

(3) 第21条の2第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。

- 3 市長は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間(前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

(建設資材廃棄物の適正処理)

第21条の5 発注者は、その注文する建設工事について、当該工事により生ずる建設資材廃棄物(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第2条第2項の建設資材廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に要する費用を適正に負担するよう努めなければならない。

- 2 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の再生、処分等の完了予定年月日その他規則で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 3 対象建設工事の発注者は、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理の状況について、その確認に努めなければならない。
- 4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第9条第1項の自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等(分別解体を除く。)について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、第4項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第4項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

第3章の2 原状回復の確保等

追加〔平成19年条例85号〕

(排出事業者等の責務等)

第21条の6 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(当該産業廃棄物が法第12条第5項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。)は、産業廃棄物の運搬又は処分(再生を含む。以下この条において同じ。)を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認(次項において「適正処理能力確認」という。)を行い、その結果を記録しなければならない。

- 2 排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を前項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
- 3 排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。
- 4 排出事業者等は、その処分を委託した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、適正に処理されるための措置を講ずるとともに、市長に対し、その不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を報告しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕、一部改正〔平成23年条例19号〕

(不適正処理関与者の責務等)

第21条の7 次に掲げる者は、処理に関与した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、第1号又は第2号に掲げる者にあつては当該産業廃棄物の処理を委託した排出事業者等及び市長に対し、第3号に掲げる者にあつては市長に対し、その不適正な処理の状況を報告するとともに、適正に処理されるための必要な措置を講じなければならない。

(1) 産業廃棄物の収集又は運搬を行った者

(2) 産業廃棄物の中間処理を行った者

(3) 産業廃棄物の不適正な処理を行った者に当該処理の際に土地を使用させた者

2 使用者は、その従業者に対して、前項の報告をし、又は必要な措置を講じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 市長は、不適正な処理を行った者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき、第1項第1号に掲げる者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該者が必要な措置を講じたことを明らかにした場合は、この限りでない。

追加〔平成19年条例85号〕

第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等

追加〔平成19年条例85号〕

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第21条の8 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、法第8条第1項、第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。))若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は法第15条の2の5第1項の規定に基づき届出をしようとする者。以下同じ。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

- 2 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更(以下「廃棄物処理施設等の変更」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第1項又は前項の協議に先立って、当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち規則で定める事項について、説明会の開催その他規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

追加〔平成19年条例85号〕、一部改正〔平成23年条例19号・30年19号〕

(意見聴取)

第21条の9 市長は、前条第1項又は第2項の協議があった場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更(以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。)に関し規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例85号〕

(通知)

第21条の10 市長は、第21条の8第1項又は第2項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、協議が調った旨又は調わなかった旨を当該協議を行った者に通知するものとする。

追加〔平成19年条例85号〕

(勧告及び公表)

第21条の11 市長は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第21条の8第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請若しくは法第15条の2の5の規定に基づく届出をしたとき。

(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請若しくは法第15条の2の5の規定に基づく届出をしたとき。

(3) 前条の協議が調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。

2 市長は、第21条の8第1項又は第2項の協議の申出をした者が同条第3項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕、一部改正〔平成23年条例19号〕

(設置届等)

第21条の12 第21条の10の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。

追加〔平成19年条例85号〕

(廃棄物処理施設等の構造)

第21条の13 廃棄物処理施設等(自動車リサイクル施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置等を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。

(1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

(2) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(3) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

(4) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

(5) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

(6) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(7) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。

2 市長は、廃棄物処理施設等の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対し、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

追加〔平成19年条例85号〕

(廃棄物処理施設等の維持管理)

第21条の14 廃棄物処理施設等の設置等を行った者は、次の基準に従い、当該廃棄物処理施設等の維持管理をしなければならない。

(1) 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該廃棄物処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

(2) 廃棄物処理施設等への廃棄物の投入は、当該廃棄物処理施設等の処理能力を超えないように行うこと。

(3) 廃棄物が廃棄物処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該廃棄物処理施設等の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (4) 廃棄物処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に廃棄物処理施設等の点検及び機能検査を行うこと。
 - (5) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (6) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。
 - (7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
 - (8) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
 - (9) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
 - (10) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 市長は、廃棄物処理施設等の維持管理が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。
- 3 一般廃棄物処理施設の設置者(法第8条第1項の許可を受けた者をいう。)及び産業廃棄物処理施設の設置者(法第15条の2第5項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第5項及び第6項において同じ。)(次項及び第30条の4において「施設設置者」と総称する。)は、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置(同項及び同条において「事故防止等措置」という。)を講じておかなければならない。
- 4 市長は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 産業廃棄物処理施設の設置者(規則で定める者に限る。次項において同じ。)は、当該産業廃棄物処理施設の周辺の居住者その他規則で定める者(第30条の4において「周辺居住者等」という。)に対し、1年に1回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。
- 7 第21条の11第3項及び第4項の規定は、第4項及び前項の勧告について準用する。

追加〔平成19年条例85号〕

(技術管理者の資格)

第21条の15 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第5号の化学部門、同条第10号の上下水道部門又は同条第11号の衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 次のアからクまでに掲げる者
 - ア 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。ウにおいて同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ウにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ウ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - エ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。オにおいて同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。オにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - オ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - カ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - キ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ク 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
追加〔平成24年条例79号〕、一部改正〔平成31年条例19号〕

第4章 清潔の保持

(土地又は建物の清潔の保持)

第22条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合にあつては、管理者。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するよう努めなければならない。

2 市長は、占有者が前項の規定による清潔の保持を怠った場合において生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者に対し、その支障の除去等必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(公共の場所の清潔の保持)

第23条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚さないようにしなければならない。

2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布しようとする者は、その場所及び周辺に当該宣伝物等が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

3 公共の場所において、缶、瓶その他の容器により飲食物を販売しようとする者は、当該容器が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

4 公共の場所の管理者は、その管理する公共の場所の清潔の保持に努めなければならない。

第5章 審議会

(設置)

第24条 一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として盛岡市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び関係団体の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成19年条例85号〕

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

一部改正〔平成9年条例2号〕

(委任)

第29条 第24条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章の2 再生利用廃棄物処理業

追加〔平成12年条例28号〕、一部改正〔平成19年条例85号〕

(再生利用廃棄物処理業の指定の申請等)

第29条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用廃棄物処理業の指定」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、再生利用廃棄物処理業の指定に条件を付することができる。

追加〔平成12年条例28号〕、一部改正〔平成19年条例85号〕

(再生利用廃棄物処理業の変更の承認)

第29条の3 再生利用廃棄物処理業の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

追加〔平成12年条例28号〕、一部改正〔平成19年条例85号〕

(再生利用廃棄物処理業の廃止等の届出)

第29条の4 再生利用廃棄物処分業の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所、所在地その他規則で定める事項を変更したときは、市長に届け出なければならない。

追加〔平成12年条例28号〕、一部改正〔平成19年条例85号〕

(再生利用廃棄物の処理計画の策定等)

第29条の4の2 再生利用廃棄物処理業の指定を受けた者は、毎事業年度、再生利用させることが確実であると市長が認める廃棄物(法第7条第1項ただし書及び同条第6項ただし書に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物並びに法第14条第1項ただし書及び同条第6項ただし書に規定する専ら再

生利用の目的となる産業廃棄物を除く。以下「再生利用廃棄物」と総称する。)の処理に関する計画を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

(再生利用廃棄物の処理実績の報告)

第29条の4の3 再生利用廃棄物処理業の指定を受けた者は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、再生利用廃棄物の処理の実績を市長に報告しなければならない。

追加〔平成19年条例85号〕

(再生利用廃棄物処理業の指定の取消し等)

第29条の5 市長は、再生利用廃棄物処理業の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により再生利用廃棄物処分業の指定又は第29条の3第1項の承認を受けたとき。

追加〔平成12年条例28号〕、一部改正〔平成19年条例85号〕

第5章の3 許可の取消し等の基準

追加〔平成19年条例85号〕

(許可の取消し等の基準)

第29条の6 市長は、法第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が法、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「循環条例」という。)、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「県外搬入事前協議条例」という。)又はこの条例に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数(以下「基準点数」という。)に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、法第7条の3、第9条の2第1項、第14条の3(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第15条の2の7の規定に基づき期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、又は法第7条の4、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為(法第7条の3、第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の7の規定に基づく事業の全部若しくは一部の停止若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止又は法第7条の4、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。)に係る点数を加算するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、市長が法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、法第7条第5項第4号に該当する者とする。

(1) 過去において繰り返し法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第41条第2項の規定により許可を取り消された者

(2) 循環条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6各号に掲げる法令(以下「法等」と総称する。)の規定、法等、循環条例若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項を除く。)の規定の違反又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪につき、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者

(4) 法等、循環条例、県外搬入事前協議条例若しくはこの条例の規定又は法等、循環条例若しくはこの条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。)を繰り返し受けた者であって、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの(第1号に該当する者を除く。)

(5) 廃棄物の処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物の処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの(第1号又は前号に該当する者を除く。)

(6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。)に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者

(7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(8) 前各号に定めるもののほか、廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物の処理に係る確かな業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの

追加〔平成19年条例85号〕、一部改正〔平成23年条例19号・26年22号・30年19号・令和元年26号〕

第6章 雑則

(一般廃棄物の処理の手数料)

第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

(1) 次号から第4号まで以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円

(2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円(家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあつては、1,200円)

(3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円

(4) 犬、猫等の死体(市長が指定する施設に市民が自ら搬入するものに限る。)の処分 1体につき4,360円

3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するもの及び処理施設に市民が自ら搬入するもの(1回の搬入量が200キログラム未満のものに限る。)の処分に係る手数料は、無料とする。

4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。

5 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減免することができる。

追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成17年条例107号・25年50号〕

(特定産業廃棄物の処分に要する費用)

第30条の2 前条(第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。

追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成17年条例107号・25年50号〕

(業許可申請等の手数料)

第30条の3 別表の左欄に掲げる事務について、同表の当該右欄に定める額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成15年条例33号・19年85号〕

(報告の徴収)

第30条の4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は廃棄物等の処理(保管等を除く。以下同じ。)を行う者に対し、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理、施設設置者における事故防止等措置又は周辺居住者等への説明の状況等に関し、必要な報告を求めることができる。

一部改正〔平成11年条例55号・19年85号〕

(立入検査)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事務所、事業場又は廃棄物処理施設等のある土地又は建物に立ち入り、帳簿、書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他の必要な物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成19年条例85号〕

(勧告及び公表)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第10条第1項の規定による提出をしない者

(2) 第10条第2項の規定による指示に従わない者

(3) 第11条の規定による届出をしない者

(4) 第18条第1項(第21条第2項において準用する場合を含む。)に規定する受入基準に従わないで一般廃棄物を処理施設に搬入した者

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

追加〔平成11年条例55号〕

第33条の2 第21条の2第7項、第21条の4第1項又は第21条の7第3項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成19年条例85号〕

第33条の3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

追加〔平成19年条例85号〕

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第14条の2第2項、第21条の2第5項、第21条の5第6項、第21条の13第2項又は第21条の14第2項の規定に基づく市長の命令に違反した者
- (2) 第21条の2第2項若しくは第6項又は第30条の4の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第21条の2第2項又は第31条第1項の規定に基づく立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

追加〔平成18年条例52号〕、一部改正〔平成19年条例85号〕

第35条 詐欺その他不正の行為により手数料又は第30条の2に規定する費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成18年条例52号〕

附 則

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
一部改正〔平成17年条例107号〕
- 2 委員の定数は、第25条第1項の規定にかかわらず、玉山村の編入の日から平成19年3月31日までの間、22人以内とする。

追加〔平成17年条例107号〕

附 則(平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(盛岡市廃棄物処理等手数料条例の廃止)
- 2 盛岡市廃棄物処理等手数料条例(昭和47年条例第11号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 平成12年度における改正後の盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第2項第1号(第30条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同号中「50円」とあるのは、「26円」とする。
- 4 平成13年度における改正後の条例第30条第2項第1号の規定の適用については、同号中「50円」とあるのは、「38円」とする。
(盛岡市手数料条例の一部改正)
- 5 盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(盛岡市収入証紙条例の一部改正)
- 6 盛岡市収入証紙条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成12年条例第28号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則(平成13年条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第33号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第107号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、同年1月10日から施行する。
- 2 平成18年度及び平成19年度における改正後の盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条第2項第3号(第30条の2において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「100円」とあるのは、「100円(平成18年度にあつては66円、平成19年度にあつては82円)」とする。
- 3 附則に1項を加える改正規定の施行の日から平成19年3月31日までの間に委嘱される盛岡市廃棄物対策審議会の委員の任期は、改正後の盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第25条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成18年条例第52号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第85号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 改正後の盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の8から第21条の13までの規定(変更に係る部分を除く。)は、この条例の施行前に循環型地域社会の形成に関する条例附則第4項又は第5項の適用を受けていた廃棄物処理施設等については、適用しない。

附 則(平成23年条例第19号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第79号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中21の項を23の項とし、8の項から20の項までを2項ずつ繰り下げ、7の項の次に2項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第19号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第26号)

この条例中第2条の規定は公布の日から、第1条の規定は令和元年12月14日から施行する。

別表(第30条の3関係)

手数料を徴収する事務	名称	金額
1 法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可申請手数料	5,000円
2 法第7条第2項又は第7項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	5,000円
3 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	5,000円
4 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの 13万円 (2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 11万円
5 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係るもの 12万円 (2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 10万円
6 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料	6万8,000円
7 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	6万8,000円
8 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	14万7,000円

9	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料	13万4,000円
10	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	8万1,000円
11	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	7万3,000円
12	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	10万円
13	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	9万4,000円
14	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理業変更許可申請手数料	(1) 産業廃棄物収集運搬業に係るもの 7万1,000円 (2) 産業廃棄物処分業に係るもの 9万2,000円
15	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	8万1,000円
16	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	7万4,000円
17	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	10万円
18	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	9万5,000円
19	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処理業変更許可申請手数料	(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るもの 7万2,000円 (2) 特別管理産業廃棄物処分業に係るもの 9万5,000円
20	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの 14万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 12万円
21	法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設に係るもの 13万円 (2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 11万円
22	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料	6万8,000円
23	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規	産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可	6万8,000円

定に基づく産業廃棄物処理
施設の設置者である法人の
合併又は分割の認可の申請
に対する審査

申請手数料

追加〔平成19年条例85号〕、一部改正〔平成23年条例19号・30年19号〕